

**条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事に係る委託業務入札参加資格
審査取扱い基準第 10 条に規定する資格の再審査手続について**

条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事に係る委託業務入札参加資格審査取扱い基準（以下「審査基準」という。）第 10 条に規定する再審査に必要な手続きは、以下のとおりとする。

（再審査内容）

- 1 再審査を実施する内容は、次に掲げる各号のとおりとする。
 - (1) 会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 17 条第 1 項の規定による更生手続開始の申立てを行っている者又は同条第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをなされている者で、更生手続の開始が決定されたときの業務内容
 - (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の規定による再生手続開始の申立てを行っている者又は同条第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをなされている者で、再生手続の開始が決定されたときの業務内容

（再審査の申請）

- 2 資格の再審査は、審査基準第 10 条に該当するに至った者からの申請により行うこととする。

（再審査の申請書類）

- 3 再審査申請に必要な書類は、次に掲げる各号のとおりとする。
 - (1) 第 1 項第 1 号の審査に必要な書類
 - ア入札参加資格再審査申請書（別記様式第 1 号）
 - イ更生手続開始の決定がなされた日以降を基準日として作成された財務諸表
 - ウ更生手続開始決定書の写し
 - エその他必要と認めるもの
 - (2) 第 1 項第 2 号の審査に必要な書類
 - ア入札参加資格再審査申請書（別記様式第 2 号）
 - イ再生手続開始の決定がなされた日以降を基準日として作成された財務諸表
 - ウ再生手続開始決定書の写し
 - エその他必要と認めるもの

附 則

この手続きは、平成 21 年 3 月 26 日から適用する。

附 則

この手続きは、平成 24 年 12 月 3 日から適用する。

附 則

この手続きは、令和元年 6 月 10 日から適用する。

附 則

この手続きは、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。